

新潟県柏崎市議会会派代表者会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県柏崎市議会会議規則(昭和42年議会規則第1号)第164条の2第4項の規定により、会派代表者会議の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 会派代表者会議は、議長若しくは会派代表者の発議又は市長その他の関係機関の要請に基づき、必要に応じて開催する。

(協議事項)

第3条 会派代表者会議における協議事項は、次のとおりとする。ただし、議会運営等に関する各種調整については、議会運営委員会から要請を受けたものに限るものとする。

(1) 市政等又は議会運営等に関する各種情報・意見等の交換

(2) 市政等又は議会運営等に関する各種調整

(公開)

第4条 会派代表者会議は、公開とする。ただし、協議により、傍聴を許可しないことができる。

2 会派代表者でない議員が傍聴する場合であっても、当該議員は発言することができない。

(代理出席)

第5条 会派代表者がやむを得ない事情により出席できない場合は、同じ会派に所属する議員が、代理出席することができる。

(会派に属さない議員の出席)

第6条 第4条の規定にかかわらず、会派に所属しない議員の出席は認め、議長が許可した場合は、発言することができる。

(運営)

第7条 会派代表者会議の運営は、委員会に準ずるものとし、会議の議長は議長が務める。

(会議録)

第8条 議長は、事務局職員をして会議録を作成させる。

2 会議録の作成及び取り扱いは、委員会の会議録に準ずる。ただし、会議概要は、要点記録とする。

3 会議録は、議長及び議員の署名は行わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が会派代表者会議に

諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。